

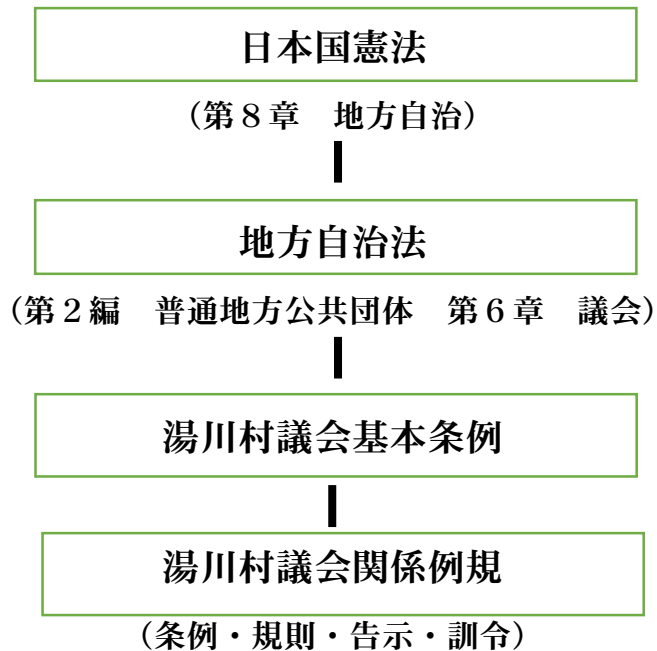
湯川村議会基本条例 逐条解説

福島県湯川村議会

目次

議会に関する法体系	P 3
前文	P 4
第 1 条 (目的)	P 4
第 2 条 (議会の活動原則)	P 4
第 3 条 (議員の活動原則)	P 5
第 4 条 (村民参加及び村民との連携)	P 5
第 5 条 (議員と村長及びその職員との関係)	P 6
第 6 条 (重要施策の審議)	P 7
第 7 条 (予算及び決算における政策説明資料の作成)	P 7
第 8 条 (地方自治法第 9 5 条第 2 項の議決事件)	P 8
第 9 条 (自由討議による合意形成)	P 8
第 1 0 条 (委員会の活動)	P 9
第 1 1 条 (議員研修の充実強化)	P 9
第 1 2 条 (議会事務局の体制整備)	P 9
第 1 3 条 (議会広報の充実)	P 9
第 1 4 条 (議員の政治倫理)	P 1 0
第 1 5 条 (議員定数及び議員報酬)	P 1 0
第 1 6 条 (最高規範性)	P 1 0
第 1 7 条 (議会及び議員の責務)	P 1 1
第 1 8 条 (見直し手続き)	P 1 1

議会に関する法体系



条例

地方公共団体が法令の範囲内において、「議会の議決」を経て制定する法規であり、その自治体の地域内で効力を有する。

- 湯川村議会基本条例（平成25年1月9日条例第1号）
- 湯川村議会委員会条例（平成3年条例第24号）

規則

地方公共団体の長等が、その権限に属する事務について「議会の議決」を経ずに制定する自主法規のこと。

- 湯川村議会会議規則（昭和52年4月25日議会規則第1号）

告示

公の機関が指定、決定などの処分その他の事項を公式に広く一般に知らせる行為又はその行為の形式の一種のこと。

- 湯川村議会の会議中継に関する規程（令和2年6月15日議会告示第1号）

訓令

地方公共団体の長等が、その補助機関である職員に対して内部的な事務運営等について発令する命令のこと。

- 湯川村議会全員協議会規程（平成21年3月23日議会訓令第1号）
- 湯川村議会広報広聴委員会規程（平成27年3月31日議会訓令第1号）

湯川村議会基本条例

(前文)

湯川村議会は、日本国憲法が定める村民を代表する議事機関として、行政の執行を監視するとともに、村の将来にとって最良の意思を決定する使命を担っている。

このため、議会及び議員は、村民の多様な意見を反映すべく、説明責任を果たし、議会活動への村民参加を促す必要がある。これにより、議員は相互の自由な討議を展開し、村政の課題や論点を明らかにし、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

以上の理念のもとに、議会及び議員は、自らの責務を自覚し、村政福祉の向上と活力ある地域づくりを進める議会を目指しこの条例を制定する。

【解説】

前文は、湯川村議会基本条例制定に至った背景や制定にあたっての決意を述べたものです。

(目的)

第1条 この条例は、二代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、村民の負託に的確に応え、もって村民福祉の向上と村勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会が二代表制（「村長」と「議会議員」の両方を、住民が直接選挙で選ぶ制度）の下で担うべき役割を果たすために必要となる議会運営及び議員等に係る基本的事項を明文化することにより、議会を活性化し、村民の負託に応えることを定めています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、村民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた村民に開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、村民全体の立場に立って、村長等執行機関(以下「村長等」という。)の行政運営を監視及び評価するとともに、村民の福祉向上と村勢の発展に寄与する政策の提言及び立案に努めるものとする。

3 議会は、情報を積極的に公開し、村民の多様な意見を把握して行政に反映させるとともに、村民とともにむらづくりの活動を推進するため、村民参加と協働を基軸にした議会運営に努めなければならない。

4 議会は、村民によりわかりやすい議会とするため、この条例に規定するもののほか、湯川村議会会議規則(昭和52年議会規則第1号)、湯川村議会委員会条例(平成3年条例第24号)及び議会内申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

【解説】

議会は、公の選挙により選ばれた村民を代表する議員をもって構成される意思決定機関です。

議員は、このことを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた村民に開かれた議会を目指して活動する必要があります。

第2項では、議会の責務として村長等が行う村政運営を監視し、村民の幸福と村の発展に貢献する政策等の提言・立案に努めることを定めています。

第3項では、議会が積極的に情報公開を行い、村民の多様な意見を集約し村政に反映させることや、村民と共に「むらづくり」に取り組むための活動を行う必要があることを定めています。

第4項では、村民にとって「わかりやすい議会」となるように、議会に関する例規(条例・規則など)について継続して見直す必要があると定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するとともに、議会における発言は簡明に行わなければならない。

2 議員は、村政全般について、その課題並びに村民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、村民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、村民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【解説】

議会が、言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める場であること、村民を代表する公選の議員が集まって話し合い、その権限を行使する合議制の機関であることを認識することが必要です。そのうえで、議会の意思決定にあたっては、議員同士の十分な議論に基づく合意形成が求められることから、各議員の多様な意見を尊重しながら自由な討議を重んじることが必要です。

(村民参加及び村民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を

十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、村民等の専門的、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を村民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、村民との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表するなど議員活動に対する村民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、全議員出席のもとに村民に対する議会報告会を年1回以上開催して、村民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

【解説】

議会は、議会活動に対する村民へ情報の公開と意思決定を行った際の結果について村民に説明する責任があることを定めています。

第2号では、議会の会議は原則公開であることを定めています。

第3号では、常任委員会や特別委員会の活動に際し、参考人制度（議案の審査や調査を行うにあたり、専門家や利害関係者などから意見を聞くために、関係者を出席させて説明を求める制度）や公聴会制度（開催の公示が必要な参考人制度に似た制度）を活用して村民等の意見を議会の討議に反映させるよう努めることと定めています。

第4号では、請願（地方自治法に根拠のある希望意見等を述べる行為）・陳情（法的根拠や提出要件の定めのない希望意見等を述べる行為）について村民による提言と位置づけ、提言者の意見を聴く機会を設けるよう定めています。

（議員と村長及びその職員との関係）

第5条 議会審議における議員と村長及びその職員との関係は、次の掲げるものとし、緊張関係の保持に努めなければならない。

- （1）本会議における議員と村長及びその職員の質疑応答は、広く村政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- （2）議長から本会議並びに委員会及び特別委員会への出席を要請された村長及びその職

員は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解説】

村長等に対する議案質疑及び一般質問は、一問一答方式を採用し、村長等は、議長等の許可を得て、質問をした議員に対して、その論点を整理するため、反問（逆質問）することができることを定めています。

（重要政策の審議等）

第6条 議会は、村長が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、その水準を高めるため、村長に対して次に掲げる事項について説明するよう求めるものとする。

- （1）政策等を必要とする原因又は背景
- （2）提案に至るまでの経緯
- （3）他の自治体の類似する政策等との比較検討
- （4）村民参加の実施の有無とその内容
- （5）村振興計画との整合性
- （6）関係のある法令及び条例等
- （7）財源措置
- （8）将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

議会は、政策水準を高める議論が行われるように、村長が提案する重要な政策について8項目の説明を求めると定めています。

（予算及び決算における政策説明資料の作成）

第7条 議会は、村長が予算案及び決算を議会に提出し議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、村長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

【解説】

本条は、村長に対し、予算案や決算を議会に提出し審議する場合は、事業ごとにわかりやすくまとめた説明資料を作成するように促す内容となっている。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、行政全般にわたり重要な計画等について、議会と村長等がともに村民に対する責任を担いながら、計画的かつ村民の視点に立った透明性の高い村政の運営に資するものとする。

- (1) 湯川村振興計画(基本構想及び基本計画)
- (2) 湯川村地域防災計画
- (3) 湯川村地域福祉計画
- (4) 湯川村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- (5) 湯川村国土利用計画
- (6) 村が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、村の重要な施策に係るもの

2 議会は、前項に定めるものを除き、必要な事項を議決事件として追加することができる。

【解説】

本条は、議会の議決を必要とする村の重要な5計画等について、議会と村長等がともに村民の視点に立って協議・運営していくことを明記している。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長及び委員長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会等において、議員提出議案、村長提出議案、村民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、村民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議拡大のため、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

【解説】

議会は、言論の府、合議制の機関であることを踏まえ、様々な考えを持っている議員同士が積極的に話し合い、合意形成を図っていくことを原則として定めるものです。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第10条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を生かし、政策の立案及び提案を積極的に行うよう努めなければならない。

2 委員会は、村民からの要請に応じ審査の経過等を説明するとともに、議員及び村民が自由に意見や情報を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

【解説】

本条は、委員会の活動に関する基本原則について定めるものです。委員会は、その専門性と特性を活かして、詳細な議論を尽くす場所であることから、委員同士の自由な討議を保ちながら、村民の声に耳を傾け、政策の立案や提案を積極的に行う必要があります。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、村民各層等を交えた議員研修会を積極的を開催するものとする。

3 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、図書等の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、議会が政策形成及び立案能力の向上等、議員としての能力の向上のために行う研修等について積極的に取り組むことを明記しています。

（議会事務局の体制整備）

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議会の政策立案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるためには、その活動を補助する議会事務局の調査・政策法務機能の充実及び体制の強化が必要となることから定めるものです。

（議会広報の充実）

第13条 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、広報広聴委員会を設置する。

2 広報広聴委員会に関する必要な事項は、別に定める。

【解説】

村政に関することや議会活動等を多くの人に公平に伝えるために、また、村民の声を広く聴くために広報広聴委員会を設置することを明記しています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第14条 議員は、村民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、湯川村議会ハラスメント防止条例（令和8年6月25日条例第10号）を遵守するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、村民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】

議員は、村民の代表として高い倫理観が求められることから、新たに設けられた湯川村議会ハラスメント防止条例を遵守して、村民の疑惑を招くことのないよう行動すべきと定めるものです。

（議員定数及び議員報酬）

第15条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行政改革の視点及び他町村との比較だけでなく、村政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分考慮するとともに、村民の意見を聴取するため、参考人、公聴会制度等を十分活用するものとする。

【解説】

議員定数及び議員報酬は、行財政改革の側面だけでなく、村が抱える課題や村の将来予測、又は人口などの比較検討結果を踏まえるとともに、村民の議員活動に対する評価等の情報収集に努めながら決定されるべきであると定めています。

第9章 最高規範性を見直し手続き

（最高規範性）

第16条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

【解説】

本条例が、議会における最高規範（よりどころ）であることから、この条例で定める目的や原

則等を実現するために必要な事項について例規等を制定し、議会運営の仕組みを整備していくことが定められています。

（議会及び議員の責務）

第17条 議会及び議員は、この条例に定める原則及びこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

議会は、複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることを認識し、議員は、議会における活動や村政運営に関する自身の考えについて、村民に説明責任を果たしていくことが求められることが定められています。

（見直し手続き）

第18条 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講じなければならない。

【解説】

議会では、議会の運営がこの条例の目的や原則に即しているかどうか常に確認し、改める必要がある場合は、必要な措置を講じることが定められています。